

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次	ページ
告 示	
○水資源保全地域の指定……………（土地水対策課）	50
○水資源保全地域の指定の一部改正……………（土地水対策課）	54
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（医務業務課）	55
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………（農業施設管理課）	55
○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業施設管理課）	56
○土地改良区連合の役員の就任の届出……………（農業施設管理課）	56
○土地改良法による道管換地計画の決定……………（農業施設管理課）	56
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	56
道原子力環境センター告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	57
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	58
道警察本部告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）……………	60
告 示	
北海道告示第635号	
北海道水資源の保全に関する条例（平成24年北海道条例第9号）第17条第1項及び第4項の規定により、次のとおり水資源保全地域を指定することとし、各水資源保全地域に係る指定の区域及び当該区域の特性に応じた適正な土地利用の確保に関する指針（以下「地域別指針」という。）を定め、平成26年10月1日から施行する。	
平成26年9月19日	
北海道知事 高橋 はるみ	
1(1) 指定番号	第153号
(2) 名称	留寿都村泉川水源地区水資源保全地域
(3) 指定の区域	留寿都村字泉川460番地1から7まで、460番地12から29まで、460番

地31から39まで、460番地43から46まで、460番地50から51まで、462番地、463番地1から3まで、464番地1、464番地4から5まで、478番地、479番地、481番地、482番地、488番地、505番地、533番地278から279まで、533番地318から333まで、533番地358から378まで、533番地384、541番地、548番地1から3まで、550番地、551番地、555番地、557番地1から2まで、558番地、560番地1、563番地、565番地、566番地、567番地、568番地、573番地1、574番地1から9まで、575番地1から45まで、577番地1から60まで、579番地、581番地、582番地、584番地、586番地1から24まで、587番地1から3まで、588番地、590番地1から12まで、590番地15から32まで、592番地、594番地1から29まで、596番地1から2まで、597番地、598番地1から3まで、599番地1から2まで、600番地1、600番地4から5まで、601番地1から3まで、602番地1、602番地4、603番地、604番地、605番地、606番地、607番地1から26まで、609番地1、611番地1から4まで、612番地、613番地1から2まで、613番地5から36まで、613番地67から106まで、621番地、622番地、623番地、624番地2から4まで、624番地7から8まで、624番地10、624番地29から33まで、624番地41から43まで、624番地55から62まで、624番地64から69まで、624番地71、624番地73、624番地75、624番地78から80まで、631番地、648番地、649番地、650番地1から2まで、651番地、654番地、656番地、無番地1から7まで、字登330番地2、330番地4から12まで、331番地2、343番地1から55まで、343番地58から65まで、343番地68から73まで、343番地78から81まで、343番地88から89まで、347番地、348番地1、348番地3、350番地1から15まで、351番地1から4まで、352番地、353番地、354番地1から2まで、355番地1から29まで、356番地、357番地、358番地1から14まで、360番地1から13まで、366番地、367番地1、498番地1、499番地1から41まで、502番地1から15まで、505番地、506番地、507番地1から154まで、508番地1、509番地1から2まで、510番地1、510番地3から4まで、511番地1、511番地3、573番地、無番地8（留寿都村泉川水源地区水資源保全地域区域図に示すとおり）

(4) 地域別指針 次のとおり

2(1) 指定番号 第154号

(2) 名称 留寿都村向丘水源地区水資源保全地域

(3) 指定の区域 留寿都村字向丘52番地1から2まで、54番地1から2まで、55番地1から2まで、56番地1から2まで、57番地、58番地1から2まで、58番

地6から7まで、59番地1、60番地、64番地1、64番地3、69番地1、70番地1、71番地1、72番地、73番地、75番地、76番地1、80番地、81番地、82番地1から2まで、82番地5から8まで、83番地1から5まで、84番地1、84番地3、85番地1から9まで、86番地1から2まで、87番地1から2まで、88番地1、88番地4、89番地1から4まで、89番地7から26まで、102番地1、104番地1、104番地3、205番地1から2まで、205番地4から7まで、207番地、208番地1から3まで、209番地1から4まで、210番地1から2まで、210番地4から7まで、211番地1から3まで、211番地5から13まで、213番地、214番地1から2まで、214番地4、215番地1から22まで、217番地2、218番地1から3まで、218番地5、220番地1、221番地1、222番地1から2まで、223番地1、223番地3から5まで、224番地1、224番地3から4まで、225番地1から4まで、226番地1から16まで、227番地1から3まで、228番地、229番地、232番地1、233番地1、233番地3、234番地1から2まで、234番地6、235番地、236番地、237番地1から6まで、238番地1から4まで、239番地1から35まで、240番地1から89まで、241番地1から118まで、244番地1から33まで、247番地1、309番地1から2まで、無番地4から8まで、無番地AからGまで、字留寿都45番地1、45番地7から9まで、45番地13、45番地17、45番地20から25まで、123番地2から5まで、123番地8、123番地10から11まで、123番地13、123番地18、123番地20から21まで、123番地31から32まで、123番地34、123番地40から41まで、127番地1から8まで、127番地11から13まで、127番地15から18まで、127番地20から55まで、127番地57から80まで、127番地84から106まで、127番地110から130まで、127番地132から135まで、127番地137から173まで、127番地175から177まで、127番地179から180まで、127番地183、127番地189から195まで、130番地1、130番地3から4まで、134番地1、134番地17から18まで、134番地23から26まで、134番地28から34まで、134番地39、134番地72から75まで、134番地80、237番地13、字泉川82番地1、82番地3から15まで、83番地1、83番地3から6まで、84番地1、85番地1、85番地3から5まで、86番地1から5まで、87番地、88番地1から40まで、90番地、91番地1から2まで、92番地1、92番地3から6まで、93番地、95番地1から2まで、97番地、98番地、99番地1から6まで、100番地、101番地、102番地、103番地、104番地、105番地、106番地、107番地1から5まで、108番地、109番地1から8まで、110番地1から8まで、111番地1から6まで、112番地、118番地1から4

まで、123番地1、124番地、125番地2、352番地1から2まで、352番地4、352番地6から7まで、357番地1から5まで、358番地1から4まで、360番地、360番地2、361番地1から8まで、364番地、367番地1から15まで、367番地19、367番地21、367番地23から25まで、367番地30から47まで、368番地1から5まで、369番地1から2まで、369番地8、372番地1から2まで、373番地、374番地、376番地、384番地1から5まで、391番地2から4まで、393番地1から3まで、394番地、395番地1、395番地3から4まで、395番地7、無番地1から3まで、無番地9から15まで（留寿都村向丘水源地区水資源保全地域区域図に示すとおり）

- | | |
|--------------|--|
| (4) 地域別指針 | 次のとおり |
| 3(1) 指 定 番 号 | 第155号 |
| (2) 名 称 | 留寿都村南部地区水資源保全地域 |
| (3) 指定の区域 | 留寿都村字黒田259番地、260番地、261番地、262番地、263番地、264番地、266番地4、308番地、313番地1から3まで、317番地、318番地1から2まで、318番地5から6まで、318番地9、377番地1から4まで、377番地7、377番地9、379番地、380番地1から3まで、380番地5から6まで、380番地8、381番地、382番地1から3まで、383番地1、383番地3から4まで、383番地6、383番地8、384番地1、384番地3、386番地1から2まで、386番地6、387番地2、387番地4から12まで、387番地17、390番地、390番地4から5まで、390番地7、391番地1から29まで、392番地1から18まで、393番地、398番地1から43まで、401番地、402番地、411番地、413番地、413番地5、414番地1から4まで、415番地、416番地、417番地、418番地1から2まで、419番地1、419番地3から5まで、419番地8から9まで、420番地1、421番地、422番地、423番地1、423番地4、428番地1から2まで、429番地、430番地1、430番地3から115まで、433番地1から179まで、435番地1から18まで、438番地、439番地1、440番地、440番地4、761番地、767番地、無番地1から6まで（留寿都村泉川水源地区水資源保全地域区域図に示すとおり） |
| (4) 地域別指針 | 次のとおり |
| 4(1) 指 定 番 号 | 第156号 |
| (2) 名 称 | 旭川市西神居地区水資源保全地域 |
| (3) 指定の区域 | 旭川市神居町西丘52番地1から2まで、54番地1から5まで、54番地7、60番地1、60番地4から5まで、60番地7、61番地1から4まで、 |

61番地6から8まで、63番地1から12まで、64番地1から5まで、65番地1から5まで、66番地1から7まで、67番地1から6まで、68番地1から4まで、69番地1、69番地3から4まで、70番地1から2まで、71番地1から6まで、71番地8から9まで、72番地1、72番地3から10まで、73番地1から7まで、74番地1から10まで、75番地、76番地1から13まで、77番地1から3まで、78番地1から14まで、79番地2、81番地2、82番地、83番地、84番地1から4まで、85番地、86番地、87番地1から2まで、88番地、89番地、90番地、92番地1、93番地1から2まで、94番地1から5まで、95番地1から6まで、96番地1から3まで、97番地1から7まで、98番地1から4まで、99番地1から5まで、100番地、101番地1から5まで、102番地1から3まで、103番地1から12まで、104番地1から3まで、105番地1から3まで、106番地1から15まで、107番地、108番地1から4まで、109番地1から18まで、110番地1から2まで、111番地1から14まで、112番地1から16まで、113番地1から8まで、114番地1から2まで、115番地1から2まで、116番地1から3まで、117番地1から2まで、118番地1から10まで、121番地1、122番地1、123番地1から2まで、124番地1から12まで、125番地1から2まで、126番地1から2まで、127番地1から12まで、127番地19から24まで、128番地1から2まで、129番地1から3まで、130番地1から3まで、131番地1から2まで、132番地1から6まで、133番地、134番地1から3まで、135番地1から2まで、136番地1から2まで、137番地1から2まで、138番地、139番地1から5まで、140番地、141番地1から7まで、142番地、143番地、144番地、145番地1から2まで、146番地1から2まで、147番地1、147番地3から4まで、148番地1から5まで、148番地7から8まで、149番地1から6まで、150番地1から2まで、151番地1から5まで、152番地1から2まで、153番地1から5まで、154番地1から2まで、155番地1から2まで、156番地、157番地、158番地、159番地1から3まで、161番地、162番地1から3まで、163番地、164番地、166番地、168番地1から4まで、169番地、170番地1から3まで、171番地、172番地、186番地、187番地1から4まで、189番地、190番地1から3まで、191番地1から2まで、192番地1から3まで、193番地、194番地、195番地、196番地1から3まで、197番地1、254番地1、255番地、258番地1から8まで、259番地1から2まで、260番地、261番地1から4まで、262番地1から3まで、263番地1から3まで、264番地、265番地、266番地1から3まで、267番地、268番地、

269番地1から2まで、270番地1から3まで、271番地1から3まで、272番地1から3まで、273番地、274番地1から4まで、275番地、276番地1から6まで、277番地、278番地1から2まで、279番地、280番地1から4まで、281番地、312番地、314番地、370番地、371番地、372番地、373番地、374番地、375番地、376番地1から2まで、377番地1から2まで、378番地1から2まで、379番地、380番地、381番地、382番地、383番地、384番地、385番地、386番地、387番地、388番地1から2まで、389番地、390番地、398番地2、399番地1、399番地3（旭川市西神居地区水資源保全地域区域図に示すとおり）

- (4) 地域別指針 次のとおり
- 5(1) 指 定 番 号 第157号
- (2) 名 称 枝幸町枝幸地区水資源保全地域
- (3) 指定の区域 枝幸郡枝幸町間牧1074番地、1075番地、1076番地1から2まで、1077番地、1180番地、1385番地、1389番地、無番地509、無番地510、宇遠内933番地、933番地1、934番地1、981番地1、982番地1、985番地、991番地、1013番地1から3まで、1014番地1から2まで、1015番地、1090番地1から2まで、1091番地1から2まで、1092番地、1093番地1から4まで、1094番地、1128番地1から2まで、1129番地1から2まで、1130番地1から3まで、1131番地1から2まで、1132番地、1136番地1から2まで、1137番地1から2まで、1138番地1から2まで、1139番地、1140番地、1141番地、1142番地1から2まで、1152番地、1153番地、1154番地1から2まで、1155番地1から2まで、1156番地1から2まで、1159番地1から2まで、1160番地、1166番地、1167番地、1174番地、1175番地、1176番地1から2まで、1177番地、1178番地、1183番地、1184番地、1185番地、1186番地、1187番地1から2まで、1198番地1から3まで、1198番地6から7まで、1198番地10から12まで、1198番地14から16まで、1198番地22、1198番地31から44まで、1202番地、1214番地1から2まで、1215番地、1285番地、1286番地、1287番地、1288番地、1380番地1、1401番地、1402番地、1416番地、1534番地1から2まで、1535番地1から2まで、1592番地、1593番地、1594番地、1595番地、1607番地、3178番地、3179番地、3180番地、3181番地、3182番地、3183番地、3184番地、3185番地、3186番地、3328番地、3329番地、3330番地、無番地601から602まで、無番地608、無番地610から613まで、無番地617、無番地619から621まで、無番地623、無番地625、無番地628、無番地632から634まで、無番地636から663まで、無番地666から668まで、無番地

670、無番地681（枝幸町枝幸地区水資源保全地域区域図に示すとおり） (4) 地域別指針 次のとおり 6(1) 指 定 番 号 第158号 (2) 名 称 枝幸町枝幸南部地区水資源保全地域 (3) 指定の区域 枝幸郡枝幸町風烈布495番地1から9まで、496番地1から8まで、496番地10から20まで、496番地23から24まで、496番地27から37まで、7775番地、7776番地、7777番地、7778番地、7779番地、7780番地、7781番地、7782番地、7783番地、7784番地、7785番地、7786番地、7827番地、7858番地、7887番地、7934番地、7950番地、8056番地、8175番地（枝幸町枝幸南部地区水資源保全地域区域図に示すとおり） (4) 地域別指針 次のとおり 7(1) 指 定 番 号 第159号 (2) 名 称 枝幸町本幌別地区水資源保全地域 (3) 指定の区域 枝幸郡枝幸町歌登本幌別2691番地1、2762番地1、2762番地3から5まで、2763番地、2775番地1、2775番地4から5まで、2777番地1から4まで、2797番地2、2797番地7から8まで、2797番地11から14まで、3606番地、3685番地、3794番地1から3まで、3795番地1から3まで、3796番地、3797番地、3917番地1から3まで、3918番地1から3まで、3919番地1から7まで、3920番地、3921番地、3922番地、3923番地、3924番地1から3まで、3925番地、4290番地1、4291番地1から2まで、4292番地、4298番地、4299番地、4300番地、4301番地、4302番地、5516番地1から3まで、5517番地、6207番地1から4まで、6208番地4、6209番地、6210番地、6211番地、6212番地、6213番地、6699番地、6700番地、6701番地、6702番地、6979番地、無番地104、無番地110、無番地112、無番地123、無番地125（枝幸町本幌別地区水資源保全地域区域図に示すとおり） (4) 地域別指針 次のとおり 8(1) 指 定 番 号 第160号 (2) 名 称 標茶町虹別第1地区水資源保全地域 (3) 指定の区域 川上郡標茶町字虹別691番地3、691番地52、728番地1から6まで、字虹別原野66線172番地1から4まで、3060番地（標茶町虹別第1地区水資源保全地域区域図に示すとおり） (4) 地域別指針 次のとおり 9(1) 指 定 番 号 第161号 (2) 名 称 標茶町虹別第2地区水資源保全地域	(3) 指定の区域 川上郡標茶町字虹別692番地1から4まで、692番地12から16まで、3112番地、字虹別原野40番地1から4まで、49番地1から3まで、74番地1、74番地4、550番地1から2まで、574番地1から5まで、726番地1から11まで、727番地1から5まで、728番地1から8まで、728番地10、3002番地、3018番地1、3019番地1、3020番地、3021番地1、字虹別原野62線181番地1、字虹別原野63線180番地、字虹別原野64線185番地1から2まで、186番地、3015番地、字虹別原野65線178番地1から2まで、179番地1、180番地、181番地1から3まで、182番地1から3まで、185番地1から3まで、3014番地、3016番地（標茶町虹別第2地区水資源保全地域区域図に示すとおり） (4) 地域別指針 次のとおり 10(1) 指 定 番 号 第162号 (2) 名 称 鶴居村支雪裡下地区水資源保全地域 (3) 指定の区域 阿寒郡鶴居村字雪裡8番地、31番地1、31番地3から4まで、53番地50から52まで、55番地、70番地10、70番地108から110まで、71番地、72番地3、105番地1から2まで、107番地、307番地2から3まで、311番地、312番地、313番地2、313番地4、313番地6、313番地8、313番地12、316番地1から3まで、316番地13、316番地17から21まで、319番地、320番地、321番地、322番地、323番地、750番地1から8まで、751番地、752番地1、752番地3、753番地1、985番地、986番地、999番地、1002番地、1003番地、1011番地1から13まで、1039番地、字雪裡原野942番地、字雪裡原野北26線29番地1から2まで、33番地、35番地、字雪裡原野北26線西31番地、字雪裡原野北27線30番地2から5まで、30番地13から15まで、31番地1から10まで、33番地1、33番地11から12まで、35番地1から3まで、35番地5から7まで、35番地12から13まで、36番地1から3まで、字雪裡原野北27線西29番地1から2まで、29番地4から7まで、30番地1、30番地12、32番地1から6まで、32番地11、33番地2から6まで、33番地13から19まで、34番地、37番地1から3まで、37番地6から9まで、38番地1から3まで、39番地1から2まで、39番地7から8まで、40番地、41番地1から2まで、42番地、43番地、字雪裡原野北28線31番地1から3まで、32番地、34番地1から3まで、35番地、36番地1から83まで、37番地1から7まで、38番地1から107まで、39番地1から14まで、字雪裡原野北28線西30番地1から2まで、40番地1から23まで、41番地1から3まで、41番地5、42番地1から18まで、42番地20から21まで、43番地1から21まで、44番地1から23まで、45番地
--	--

1 から 9 まで、45 番地11から20まで、46 番地 1 から 7 まで、46 番地10から13まで、47 番地 1、47 番地 3 から 4 まで、47 番地 7 から 9 まで、47 番地18、48 番地 4 から 6 まで、字雪裡原野北29線西46番地 8 から 9 まで（鶴居村支雪裡下地区水資源保全地域区域図に示すとおり） (4) 地域別指針 次のとおり 11(1) 指 定 番 号 第163号 (2) 名 称 鶴居村新幌呂第 2 地区水資源保全地域 (3) 指定の区域 阿寒郡鶴居村字上幌呂 6 番地、字幌呂26番地 1 から10まで、29番地 1 から 5 まで、72番地 1 から 2 まで、72番地 4 から 6 まで、72番地13から37まで、73番地 1、73番地 3、73番地 8 から14まで、74番地 1、74番地 3、75番地 1、75番地 3、75番地 5 から 8 まで、75番地10、75番地14から20まで、77番地 1、77番地 5、78番地 1 から 2 まで、610番地 1、610番地 3、611番地 1、611番地 3、612番地 1、612番地 3、613番地 1、613番地 3、614番地、615番地 1 から 2 まで、616番地 1、616番地 3、616番地 5 から 6 まで、617番地 1、617番地 3、618番地 1、618番地 5、字幌呂原野第 1 基北 3 線75番地 1 から 5 まで、75番地 9 から24まで、字幌呂原野第 1 基北 4 線76番地 1 から 3 まで、80番地 1 から 3 まで、80番地12から15まで、字幌呂原野北 2 線71番地、73番地 1、75番地 2、75番地 4、75番地30、字幌呂原野北 3 線74番地 1 から 2 まで、74番地 6 から 7 まで、76番地 1 から 2 まで、76番地 7、76番地10、77番地 1 から 3 まで、77番地11から12まで、78番地 1 から 2 まで、78番地 4、78番地 7、78番地25、78番地27、79番地 1 から 4 まで、79番地10から11まで、79番地13、80番地 4、字幌呂原野北 4 線75番地 1 から 2 まで、77番地 1 から 2 まで、78番地 1 から 3 まで、79番地 1、字幌呂原野北 5 線71番地、72番地、73番地、74番地、75番地 1 から 2 まで、77番地 1 から 2 まで、78番地 1 から 2 まで、80番地 2、字幌呂原野北 5 線西78番地 3、80番地 4、字幌呂原野北 6 線72番地、74番地、字茂雪裡25番地（鶴居村新幌呂第 2 地区水資源保全地域区域図に示すとおり） (4) 地域別指針 次のとおり （各水資源保全地域の「区域図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道総合政策部政策局土地水対策課及び関係総合振興局地域政策部地域政策課に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第636号 平成24年北海道告示第571号（水資源保全地域の指定）の一部を次のように改正し、平成	26年10月 1 日から施行する。 平成26年 9 月19日 北海道知事 高 橋 はるみ 5 の事項を次のように改める。 5(1) 指 定 番 号 第 5 号 (2) 名 称 石狩市送毛地区水資源保全地域 (3) 指定の区域 石狩市浜益区送毛85番地、105番地 1 から 2 まで、118番地 1 から 2 まで、186番地、201番地 1、201番地 6、203番地 1 から 5 まで、209番地 1 から 4 まで、209番地11、223番地 1、223番地 3 から 5 まで、223番地 13、223番地16から17まで、229番地、233番地 1、237番地、238番地、240番地 1 から 2 まで、240番地 4 から 5 まで、240番地 7、241番地、248番地 1 から 2 まで、248番地 9 から10まで、256番地、259番地、265番地 1 から 2 まで、331番地 1 から 2 まで、332番地 1 から 2 まで、335番地 1、336番地 1 から 2 まで、337番地 2 から 3 まで、341番地、343番地、345番地、346番地 1 から 2 まで、346番地 4、383番地、384番地 1、385番地 1 から 2 まで、386番地、387番地 1 から 2 まで、388番地、396番地（石狩市送毛地区水資源保全地域区域図に示すとおり） (4) 地域別指針 次のとおり 26の事項を次のように改める。 26(1) 指 定 番 号 第26号 (2) 名 称 京極町京極・川西地区水資源保全地域 (3) 指定の区域 虻田郡京極町字川西23番地、25番地 1 から 5 まで、26番地 1、26番地 4 から 5 まで、26番地 8 から 9 まで、27番地 1 から50まで、28番地 1、28番地 3、29番地 1 から 2 まで、29番地 4 から34まで、30番地、31番地 1 から 2 まで、32番地 1 から 2 まで、33番地 1 から 2 まで、35番地 1 から 5 まで、36番地 1 から 3 まで、37番地、38番地 1、38番地 3 から 5 まで、39番地 1、39番地 3 から11まで、40番地 1、40番地 3 から 5 まで、41番地 1、41番地 4、41番地 6 から 9 まで、42番地 1 から 3 まで、43番地 1 から 2 まで、44番地 2 から 4 まで、44番地 6 から 7 まで、45番地 1、45番地 5 から10まで、54番地、55番地 1 から 2 まで、56番地、57番地、58番地、59番地、60番地、61番地、62番地、64番地 1、65番地 1、66番地 1、66番地 3 から 4 まで、67番地 1 から 4 まで、68番地 1 から 2 まで、68番地 5 から 6 まで、70番地 2 から 3 まで、70番地 8、72番地 1、73番地 1、75番地 2、76番地 1、76番地 3 から 5 まで、76番地13から30まで、77番地 1、77番地 5、77番地 7、77番地 9 から14まで、80番地 1 から 6
--	---

まで、81番地1から4まで、82番地1、82番地3から11まで、83番地1から13まで、84番地1から3まで、85番地、86番地1、86番地3、86番地5から9まで、87番地2、87番地4から7まで、87番地30から31まで、87番地42、87番地44から46まで、87番地48から49まで、88番地2から3まで、90番地1から11まで、90番地13から19まで、91番地2、91番地5、92番地、93番地1から2まで、93番地4から7まで、96番地、97番地1から2まで、97番地4から7まで、98番地1から2まで、99番地1から4まで、100番地1から2まで、101番地4、101番地9から11まで、330番地2から7まで、330番地12から13まで、330番地16から17まで、330番地40、330番地44、330番地118、330番地121から122まで、330番地144から145まで、330番地190、330番地193、330番地282から334まで、330番地338、330番地343、330番地347、330番地349、330番地351から362まで、330番地364、332番地2から24まで、332番地26から27まで、332番地30から35まで、332番地37から41まで、332番地48から49まで、332番地51から61まで、332番地64、332番地66、332番地68、332番地70、332番地77、332番地79、332番地81から83まで、332番地87から123まで、332番地125から249まで、332番地252から262まで、332番地265、332番地270から274まで、332番地276から316まで、332番地324から341まで、332番地345から527まで、332番地533から543まで、371番地、372番地1から24まで、373番地1から201まで、374番地1から2まで、375番地1から56まで、376番地、380番地1から5まで、381番地1から4まで、382番地1から41まで、383番地、384番地2、385番地1から27まで、386番地1から21まで、387番地1から87まで、388番地、389番地1から5まで、390番地1から61まで、391番地、393番地、394番地1から2まで、395番地、396番地、397番地、399番地1から2まで、399番地11から38まで、400番地、403番地1から3まで、404番地1から2まで、405番地、408番地、409番地1から6まで、410番地、411番地1から3まで、412番地1から4まで、413番地1から3まで、415番地1から5まで、416番地、419番地1から7まで、420番地1から3まで、422番地1から10まで、423番地1から6まで、424番地1から70まで、425番地1から2まで、427番地1から26まで、428番地1、428番地4から88まで、429番地1、429番地3、430番地1から2まで、432番地1から4まで、433番地1から3まで、434番地1から2まで、435番地1から5まで、436番地1から3まで、438番地1から135まで、439番地1から50まで、440番地1から25まで、441番地1から9まで、442番地1から9まで、486

番地、487番地、494番地1から2まで、495番地、496番地2から7まで、497番地、498番地、499番地、500番地1から4まで、501番地、505番地、506番地、507番地、508番地1、537番地1から3まで、610番地、611番地、612番地、616番地、617番地、618番地、619番地1から2まで、620番地1から2まで、667番地、670番地1から2まで、694番地、695番地、696番地、697番地（京極町京極・川西地区水資源保全地域区域図に示すとおり）

(4) 地域別指針 次のとおり

北海道告示第637号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成26年9月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータ（ノート型） 2台
- 2 落札を決定した日
平成26年9月4日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 大丸藤井株式会社
(2) 住 所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地
- 4 落札金額
304,560円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成26年8月8日付け北海道告示第551号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第638号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の就任及び退任の届出があった。
平成26年9月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

倶知安土地改良区													
就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏	名	住	所							
退任	平成26. 8.21	理事	木	田	重 信	虻田郡倶知安町字瑞穂15番地10							
新ひだか土地改良区													
就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏	名	住	所							
退任	同 26. 9. 1	監事	鳥	谷	良 秋	日高郡新ひだか町静内豊畑1285番地の 4							
大雪土地改良区													
就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏	名	住	所							
就任	平成26. 9. 1	理事	伊	林	正	上川郡鷹栖町11線 5 号 5 番地							
同	同	同	柏	倉	孝 之	旭川市東鷹栖 4 線15号683番地の 6							
同	同	同	枕	澤	隆 一	同 東鷹栖 9 線21号3995番地の 9							
同	同	同	大	坪	光	同 東鷹栖 7 線15号2538番地の 6							
同	同	同	開	澤	克 明	上川郡鷹栖町北野西 1 条 1 丁目 4 番16－203号							
同	同	同	田	阪	正 実	同 鷹栖町16線11号 6 番地							
同	同	同	池	田	修 也	同 鷹栖町13線15号 3 番地北鷹栖団地							
同	同	同	佐々木	辰 善	同	鷹栖町24線17号							
同	同	同	福 井	伸 夫	同	比布町南 1 線 6 号							
同	同	同	奥 山	勝 弘	同	比布町北 1 線15号							
同	同	同	太 田	敏 雄	同	比布町北 4 線 8 号							
同	同	同	出 口	孝 一	同	比布町北 5 線10号							
同	同	同	大 村	正 利	同	愛別町字愛山1025番地							
同	同	同	奥 山	泰 久	同	愛別町字協和1141番地							
同	同	同	古 屋	博 美	同	愛別町字愛別1343番地							
同	同	同	佐 藤	績	同	上川町字東雲1501番地 1							
同	同	監事	大京寺	孝 雄	旭川市東鷹栖 4 線19号5846番地								
同	同	同	佐 藤	芳 隆	上川郡比布町北 6 線13号								
同	同	同	小 沢	義 美	同 上川町字菊水2195番地 1								
退任	同 26. 8.31	理事	伊	林	正	鷹栖町11線 5 号 5 番地							
同	同	同	柏	倉	孝 之	旭川市東鷹栖 4 線15号683番地の 6							
同	同	同	立 野	隆 雄	同 東鷹栖 1 線19号1431番地の 6								
同	同	同	大 坪	光	同 東鷹栖 7 線15号2538番地の 6								
同	同	同	酒 井	雅 憲	上川郡鷹栖町14線10号 3 番地								
同	同	同	佐々木	辰 善	同 鷹栖町24線17号								
同	同	同	池 田	修 也	同 鷹栖町13線15号 3 番地北鷹栖団地								
同	同	同	田 阪	正 実	同 鷹栖町16線11号 6 番地								
同	同	同	池 田	清	同 比布町北 2 線 3 号								
					</								

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成26年 9 月19日 北海道十勝総合振興局長 濱 崎 隆 文 1 落札に係る物品等の名称及び数量 自走式リール巻取散水機ほか11品目（193点） 2 落札を決定した日 平成26年 8 月28日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 緑産株式会社 (2) 住 所 神奈川県相模原市中央区田名3334番地の 5 4 落札金額 50,392,800円 5 契約の相手方を決定した手続き 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成26年 7 月11日付け北海道十勝総合振興局告示第84号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道十勝総合振興局地域政策部総務課 (2) 所在地 帯広市東 3 条南 3 丁目	イ 発足モニタリングステーション 北海道岩内郡共和町発足14番 8 ウ 南幌似モニタリングステーション 北海道岩内郡共和町南幌似37番13 エ 岩内モニタリングステーション 北海道岩内郡岩内町高台 6 番 1 オ 神恵内モニタリングステーション 北海道古宇郡神恵内村大字神恵内村95番37 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成25年北海道告示第 3 号又は平成26年度北海道告示第11号に規定する物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 調達する物品等に関し、納入実績があることを証明した者であること。 (5) 調達する物品等に関し、迅速なメンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 5 の 2 の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2 の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成26年 9 月19日から同年10月14日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 9 時から午後 5 時まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 045－0123 岩内郡共和町宮丘261番地 1 北海道原子力環境センター総務課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約事項を示す場所 北海道原子力環境センター総務課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 岩内郡共和町宮丘261番地 1 北海道原子力環境センター大
道原子力環境センター告示	
北海道原子力環境センター告示第21号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）の適用を受ける。 平成26年 9 月19日 北海道原子力環境センター所長 田 畑 寿 幸 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ダスト・ヨウ素サンプラ 一式 5 台 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及びダスト・ヨウ素サンプラ発注仕様書による。 (3) 納 入 期 日 平成27年 3 月24日 (4) 納 入 場 所 ア 茅沼モニタリングステーション 北海道古宇郡泊村大字茅沼村字北坂ノ上124番 1	

研修室（送付による場合は、郵便番号 045－0123 岩内郡共和町宮丘261番地1 北海道原子力環境センター総務課）

(2) 入 札 日 時 平成26年10月30日 午前11時（送付による場合は、同月27日までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書類作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のA及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約を締結を行わない。

10 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 北海道原子力環境センター総務課

(2) 所 在 地 郵便番号 045－0123 岩内郡共和町宮丘261番地1

(3) 電 話 番 号 0135－74－3131

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured (including accessories):

Radioactive Dust and Iodine Samplers 5 set

B Bid tendering date and time: 11:00 A.M., October 30, 2014

(If mailed, bids must arrive no later than October 27, 2014)

C Contact: General Affairs Section, Hokkaido Nuclear Energy Environmental Research Center,

Miyaoka 261, Kyowa-cho, Iwanai-gun, Hokkaido 045-0123 Japan

Phone: 0135-74-3131

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁後志教育局告示第38号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成26年9月19日

北海道教育庁後志教育局長 菅 原 行 彦

1 入 札 に 付 す る 事 項

(1) 調達をする物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

ア A重油その1（余市紅志高校納入分） 55,000リットル

イ A重油その2（小樽潮陵高校・小樽商業高校納入分） 158,000リットル

ウ A重油その3（小樽桜陽高校・小樽工業高校納入分） 183,000リットル

エ A重油その4（倶知安高校・倶知安農業高校納入分） 94,000リットル

オ A重油その5（共和高校納入分） 28,000リットル

カ A重油その6（岩内高校納入分） 45,000リットル

キ A重油その7（蘭越高校納入分） 26,000リットル

ク A重油その8（寿都高校納入分） 38,000リットル

ケ A重油その9（余市養護学校しりべし学園分校納入分） 16,000リットル

アからケまでについては、それぞれの入札による。

(2) 調達をする物品等の仕様等 J I S 1 種 2 号

(3) 契 約 期 間 契約締結日から平成27年4月30日まで

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成25年北海道告示第3号又は平成26年北海道告示第11号に規定する物品の購入の資格（暖房燃料）を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしている者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定め

るところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成26年9月19日（金）から同年10月9日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志合同庁舎3階1号会議室（送付による場合は、郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時

ア 1の(1)のア 平成26年10月17日（金）午前9時30分

イ 1の(1)のイ及びウ 平成26年10月17日（金）午前10時30分

ウ 1の(1)のエからカまで 平成26年10月17日（金）午後1時30分

エ 1の(1)のキからケまで 平成26年10月17日（金）午後3時

（送付による場合は、同月16日（木）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告

平成26年2月7日付け北海道教育庁後志教育局告示第3号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁後志教育局ホームページ（<http://www.dokyoai.pref.hokkaido.lg.jp/hk/sbk/nyuusatsujyohou.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目

(3) 電話番号 0136-23-1979

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

a Fuel oil A (JIS class 1, No2) 55,000 liters

b Fuel oil A (JIS class 1, No2) 158,000 liters

c Fuel oil A (JIS class 1, No2) 183,000 liters

d Fuel oil A (JIS class 1, No2) 94,000 liters

e Fuel oil A (JIS class 1, No2) 28,000 liters

f Fuel oil A (JIS class 1, No2) 45,000 liters

g Fuel oil A (JIS class 1, No2) 26,000 liters

h Fuel oil A (JIS class 1, No2) 38,000 liters

i Fuel oil A (JIS class 1, No2) 16,000 liters

B Bid tendering date and time :

a 9:30 A.M., October 17, 2014

b, c 10:30 A.M., October 17, 2014

d, e, f 1:30 P.M., October 17, 2014

g, h, i 3:00 P.M., October 17, 2014

(If mailed, bids must arrive no later than 5:00 P.M., October 16, 2014)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Shiribeshi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 1-jo Higashi 2-chome Kutchan-cho, Abuta-gun, Hokkaido 044-8544 Japan

Phone : 0136-23-1979

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第402号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成26年 9 月19日

北海道警察本部長 室 城 信 之

1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量

運転免許証作成システム 一式

2 落札を決定した日

平成26年 9 月 5 日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 株式会社東芝

(2) 住 所 東京都港区芝浦一丁目1番1号

4 落札金額

4,520,681円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成26年 7 月25日付け北海道警察本部告示第327号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課

(2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部告示第403号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成26年 9 月19日

北海道警察本部長 室 城 信 之

1 落札に係る物品等の名称及び数量

警察官（男性）用冬服上衣 1,431着

警察官（男性）用冬服ズボン 2,235本

2 落札を決定した日

平成26年 8 月29日

3 落札者の氏名及び住所

ア 氏 名 株式会社金原

イ 住 所 横浜市保土ヶ谷区西谷町691－8

4 落札金額

47,692,249円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成26年 7 月18日付け北海道警察本部告示第311号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課

(2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目